

監査懇話会

監査上の主要な検討事項(KAM)の概要と 監査役の対応

2019年9月25日

住田 清芽

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

構成

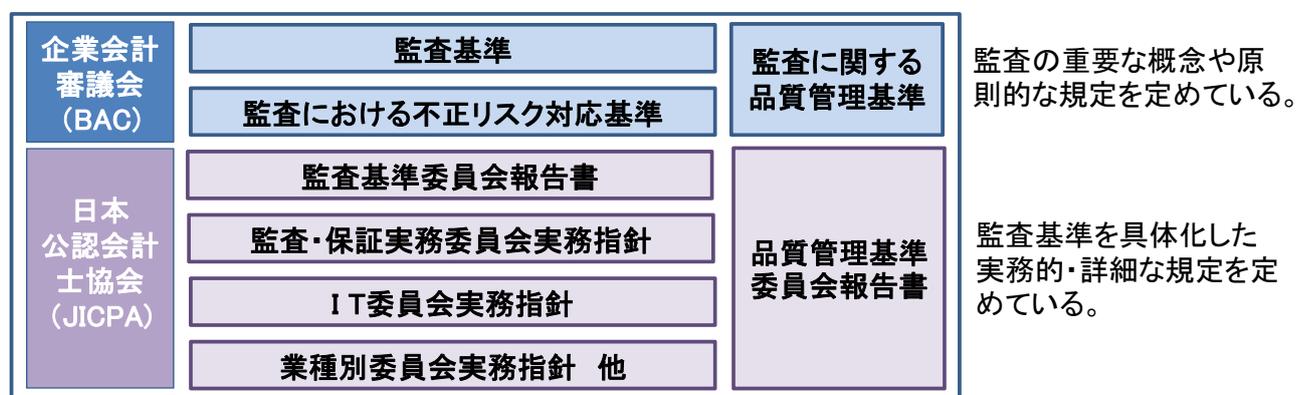
- I KAMの導入の経緯
- II KAMの概要と留意点
- III KAM以外の監査報告書の改訂点
- IV KAMの有意義な適用に向けて

I KAMの導入の経緯

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

日本の監査の基準の全体像

- 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準は、金融庁に設置された企業会計審議会の公表する監査基準等とJICPAの公表する実務指針から構成される。



- 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準は、公認会計士又は監査法人が行う全ての財務諸表監査の規範として適用される。
 - 営利法人（金商法監査、会社法監査、その他の業法に基づく法定監査、任意監査）
 - 非営利法人（学校法人、社会福祉法人、医療法人等の法定監査、任意監査）

企業会計審議会の定める監査基準

2002(H14)	監査基準の全面改訂(国際的な監査基準の動向を反映、リスクアプローチの徹底、不正リスク、懐疑心、GCの導入、監査実施準則及び監査報告準則の廃止等) 中間監査基準の改訂
2005(H17)	監査基準及び中間監査基準の改訂(リスクアプローチの強化) 監査に関する品質管理基準の制定
2007(H19)	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の制定 四半期レビュー基準の制定
2009(H21)	監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂(継続企業の前提に関する改訂)
2010(H22) 2011(H23)	監査基準の改訂 (国際監査基準との調和、比較情報、 中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂 監査報告書の区分)
2011(H23)	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の改訂
2013(H25)	監査基準の改訂、不正リスク対応基準の制定 (不正リスク対応の強化)
2014(H26)	監査基準の改訂(特別目的のF/Sの監査、財務表等の部分的情報の監査への対応)
2018(H30)	監査基準の改訂(KAMの導入を含む、監査報告書の記載内容の見直し)
2019(R1)	監査基準の改訂(除外事項付限定意見の場合の理由の書き方、守秘義務の文言) 四半期レビュー基準及び中間監査基準の改訂(報告書の記載区分・順序の見直し)

企業会計審議会 監査基準(2018年7月)ー主な改訂点

- 監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters:KAM) の導入
- KAM以外の監査報告書の記載内容の改訂
 - ・ 記載順序・記載区分
 - ・ 継続企業の前提に関する事項
- 改訂が見送られた点
 - ・ 財務諸表以外のその他の記載内容に対する監査人の関与の拡充と監査報告書への記載
⇒継続審議へ

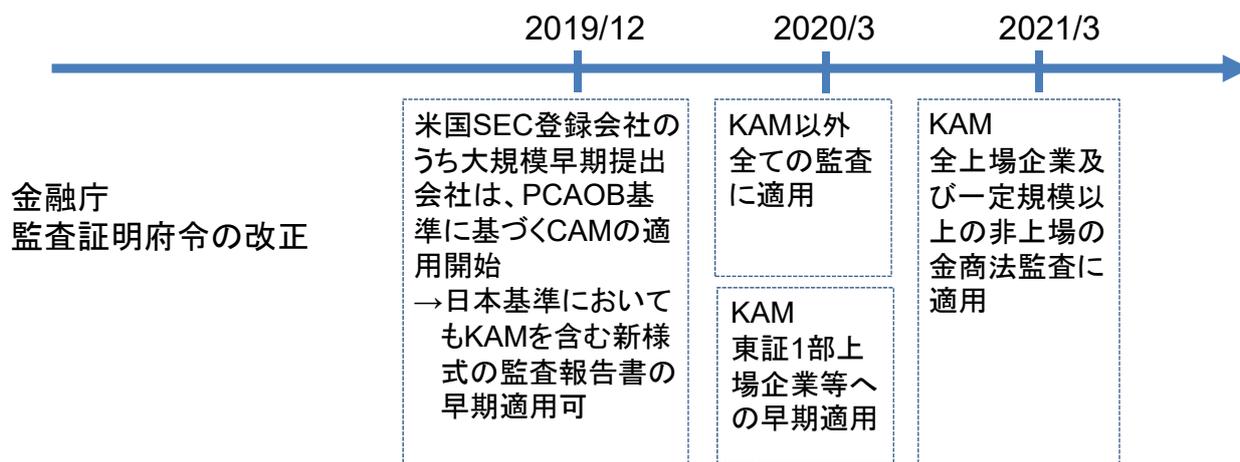
適用対象と適用時期

KAMの記載を求める監査報告書の範囲

- 広範な利用者が存在する金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く)の連結財務諸表及び個別財務諸表の監査報告書に記載を求める。

会社法上の監査報告書における取扱い

- KAMを任意に記載することは可能



Copyright © by JICPA. All rights reserved.

6

2018年改訂監査基準に関連して 新設又は改正された監査基準委員会報告書(2019年2月)

新設

- 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」

改正

- 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- 260「監査役等とのコミュニケーション」
- 570「継続企業」

適合修正

- 210「監査業務の契約条件の合意」
- 220「監査業務における品質管理」
- 230「監査調書」
- 510「初年度監査の期首残高」
- 710「過年度の比較情報 - 対応数値と比較財務諸表」
- 品基報1号「監査事務所における品質管理」

入手先:

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190227aei.html

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

7

監査基準委員会報告書の一覧(1/3)

報告書 番号	監査基準委員会報告書	最終改正
序	監査基準委員会報告書の体系及び用語	2016年1月
200 -299	監査全般にわたる基本的事項と責任	
200	財務諸表監査における総括的な目的	2019年6月
210	監査業務の契約条件の合意	2019年6月
220	監査業務における品質管理	2019年2月
230	監査調書	2019年6月
240	財務諸表監査における不正	2019年6月
250	財務諸表監査における法令の検討	2019年6月
260	監査役等とのコミュニケーション	2019年6月
265	内部統制の不備に関するコミュニケーション	2019年6月
300 - 499	リスク評価及び評価したリスクへの対応	
300	監査計画	2019年6月
315	企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価	2019年6月
320	監査の計画及び実施における重要性	2019年6月
330	評価したリスクに対応する監査人の手続	2019年6月
402	業務を委託している企業の監査上の考慮事項	2015年5月
450	監査の過程で識別した虚偽表示の評価	2019年6月

監査基準委員会報告書の一覧(2 / 3)

報告書 番号	監査基準委員会報告書	最終改正
500 - 599	監査証拠	
500	監査証拠	2018年10月
501	特定項目の監査証拠	2019年6月
505	確認	2015年5月
510	初年度監査の期首残高	2019年2月
520	分析的手続	2019年6月
530	監査サンプリング	2011年12月
540	会計上の見積りの監査	2015年5月
550	関連当事者	2019年6月
560	後発事象	2019年6月
570	継続企業	2019年2月
580	経営者確認書	2019年6月
600 - 699	他者の作業の利用	
600	グループ監査	2019年6月
610	内部監査の利用	2019年6月
620	専門家の業務の利用	2011年12月

監査基準委員会報告書の一覧(3 / 3)

報告書 番号	監査基準委員会報告書	最終改正
700 – 799 監査の結論及び報告		
700	財務諸表に対する意見の形成と監査報告	2019年2月
701	独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告	2019年2月
705	独立監査人の監査報告書における除外事項付意見	2019年2月
706	独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分	2019年2月
710	過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表	2019年2月
720	監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任	2011年12月
800 – 899 特殊な監査業務		
800	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査	2014年4月
805	個別の財務表、財務諸表項目等に対する監査	2014年4月
810	要約財務諸表に関する報告業務	2016年1月
900 – 999 その他の考慮事項		
900	監査人の交代	2019年6月
910	中間監査	2013年6月

監査基準委員会研究報告第6号 監査報告書に係るQ&A(1/2)

■ 2019年7月に公表

《 I はじめに》

《1. 適用範囲》

《2. 背景》

- (1) 経緯
- (2) 監査上の主要な検討事項の目的、期待される効果及び性質
- (3) 中長期的視点での対応の必要性

《 II Q&A》

《1. 監査報告書全般のQ&A》

- Q1-1 従来の監査報告書と新しい監査報告書の変更点及び共通点
- Q1-2 監査報告書における監査役等の財務報告に関する責任の記載
- Q1-3 監基報700とISA700に基づく監査報告書の記載内容の差異
- Q1-4 日本の監査の基準に基づいて英文で監査報告書を作成する場合の留意点
- Q1-5 監査事務所の所在地の記載
- Q1-6 除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点
- Q1-7 継続企業の前提に関する注記又は開示の検討における変更点

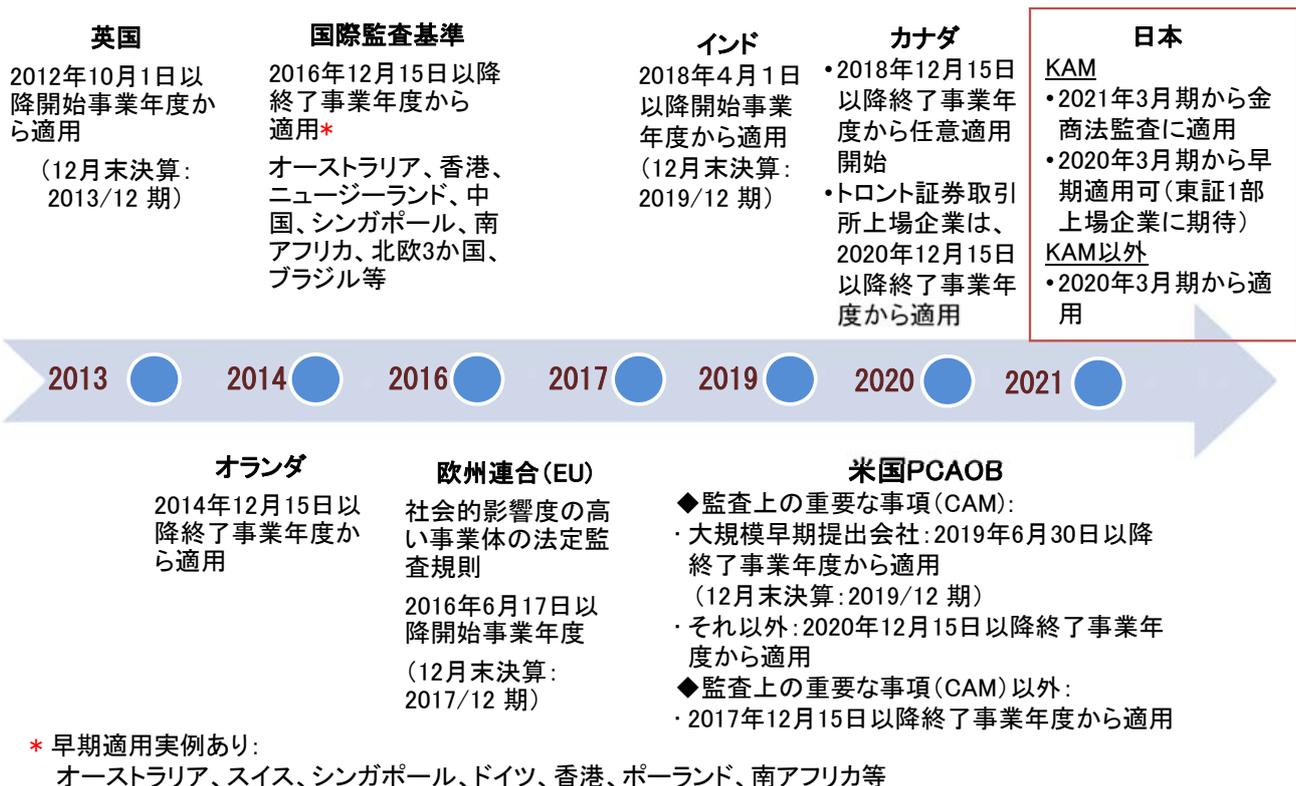
監査基準委員会研究報告第6号 監査報告書に係るQ&A(2/2)

《2. 監査上の主要な検討事項関係のQ&A》

- Q2-1 監査上の主要な検討事項の適用範囲
- Q2-2 監査上の主要な検討事項の決定プロセス
- Q2-3 監査上の主要な検討事項と特別な検討を必要とするリスク
- Q2-4 監査上の主要な検討事項と内部統制の重要な不備
- Q2-5 監査上の主要な検討事項と未修正の虚偽表示
- Q2-6 監査上の主要な検討事項がない状況
- Q2-7 監査上の主要な検討事項の個数及び記載量
- Q2-8 個別財務諸表の監査上の主要な検討事項
- Q2-9 監査上の主要な検討事項における固有の情報の記載
- Q2-10 監査上の主要な検討事項の経年比較
- Q2-11 監査上の主要な検討事項の記載順序
- Q2-12 監査人が行った手続の結果や監査人の主要な見解の記載
- Q2-13 監査上の主要な検討事項における専門家又は構成単位の監査人への言及
- Q2-14 会社に対する財務諸表における注記の拡充の要請
- Q2-15 会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係
- Q2-16 監査上の主要な検討事項を監査報告書において報告しない場合
- Q2-17 訂正監査報告書における監査上の主要な検討事項の取扱い
- Q2-18 監査スケジュールや監査役等とのコミュニケーションにおける留意点
- Q2-19 株主総会における対応
- Q2-20 監査上の主要な検討事項の監査人の法的責任に及ぼす影響

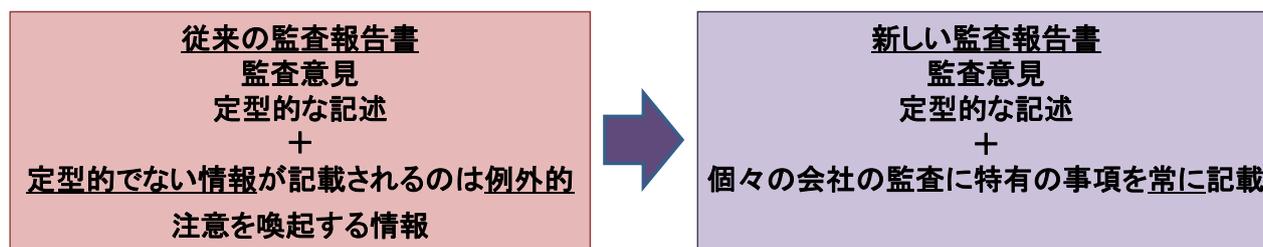
参考資料

新しい監査報告書の導入状況



- 2回にわたるコンサルテーション・ペーパーの結果
 - 監査意見 (Pass/fail) は有益 ⇒ 今後も維持
 - 近年の財務報告の複雑化 (会計上の見積りの増加・高度化) や金融危機を受け、
 - ✓ 現行の監査報告書が利用者の情報ニーズに適合していない。
 - ✓ 監査人は、実施した監査に基づき、監査報告の利用者に、より目的適合性のある情報を提供すべき。

監査報告書の改正は、不可欠



- 監査報告書は、従来、定型的であり一貫性を重視
- 新しい監査報告書は、個々の会社毎にテーラーメイドで作成

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

14

金融庁 会計監査の在り方に関する懇談会の提言

高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立

→ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

目的	主な施策
監査法人のマネジメント強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査法人のガバナンス・コード
会計監査に関する情報の株主等への提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業による会計監査に関する開示の充実 ➢ 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
企業不正を見抜く力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮 ➢ 不正リスクに着眼した監査の実施
「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査法人の独立性 (監査法人のローテーション調査) ➢ 当局の検査・監督態勢の強化 ➢ 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
高品質な会計監査を実施するための環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業の会計監査に関するガバナンスの強化 ➢ 実効的な内部統制の確保 ➢ 監査におけるITの活用 ➢ その他

- 監査法人による情報提供の充実
- **監査報告書の透明化**
- (AQI)
- 監査人の交代理由等の開示の充実
- 審査会のモニタリング活動の情報提供の充実

出所: 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会の提言」(2016年3月)の参考資料「施策の全体像」を基に要約

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

15

Ⅱ KAMの概要と留意点

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

監基報701

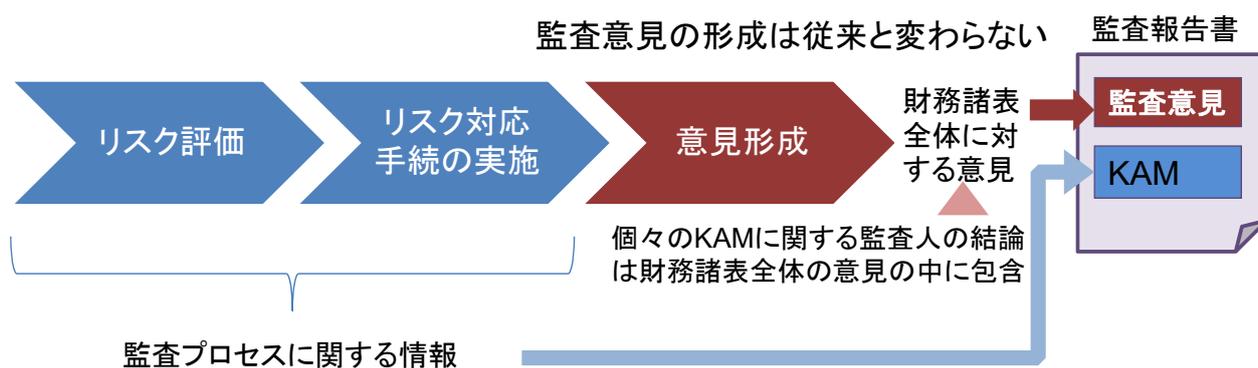
監査上の主要な検討事項(KAM)の目的

監査上の主要な検討事項(KAM)とは

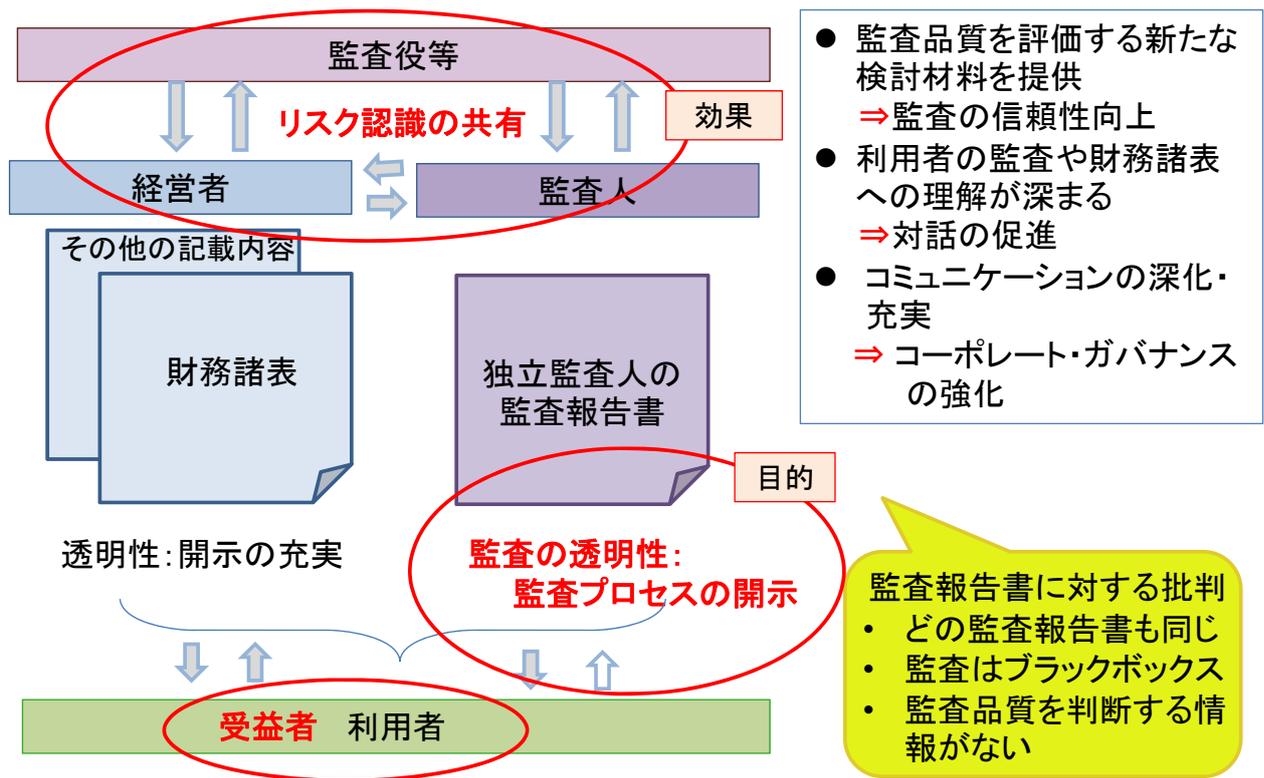
当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項
(改訂監査基準 第四 報告基準 二(2))

目的

監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めること



KAMの目的、受益者及び想定される便益



Copyright © by JICPA. All rights reserved.

KAMの目的、効果及び性質

- 監査基準委員会報告書701- 監査上の主要な検討事項(KAM)に関する実務指針
- KAMの目的と期待される効果(監基報701第2項～第3項)、性質(第4項)

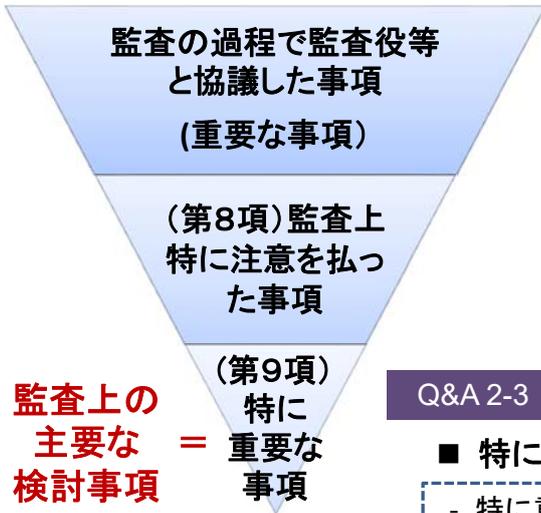
KAMの目的	実施された監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報伝達手段としての価値を向上させること
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が財務諸表における経営者の重要な判断が含まれる領域を理解するのに役立つ。 ● 利用者と、経営者や監査役等との間で行われる監査済財務諸表又は実施された監査に関連する対話が促進される。
性質	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の開示を代替するものではない。 ● 除外事項を代替するものではない。 ● 継続企業の前提に関する重要な不確実性の報告を代替するものではない。 ● 個々のKAMについて監査意見を述べるものではない。

KAMの決定プロセス

(監基報701第8項 & A9～A26、第9項 & A27～A30)

Q&A 2-2

- 比較情報が財務諸表に含まれている場合も、当期の監査上の論点からKAMを選択(A10)
- 前年度のKAMの更新は求められていない(A11)。



■ 特に注意を払った事項の決定- 以下を考慮

- ① 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- ② 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
- ③ 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響

- 計画段階から検討。監査役等とKAMの候補を協議し、監査実施後に最終決定(A16)
- 特別な検討を必要とするリスクとの関係(A21)

Q&A 2-3

■ 特に重要である事項を決定(第9項)

- 特に重要であるかどうかは当該監査における相対的な重要性に基づく(A28～A29)
- KAMの個数が多い場合は、絞込みが適切かどうか再検討(A30)
- 上場企業の監査の場合、少なくとも1つは存在すると想定(A59)

Q&A 2-6

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

20

KAMの決定プロセス

監査役等にコミュニケーションが求められている事項

監査役等にコミュニケーションを行うことが要求されている項目のうち、KAMに関連する可能性のある主な項目 (Q2-2より)

- 計画した監査の範囲とその実施時期(特別な検討を必要とするリスクを含む)
- 監査上の重要な発見事項
 - ・ 会計実務の質的側面のうち重要なものに関する監査人の見解
 - ・ 監査期間中に直面した困難な状況
 - ・ 経営者と協議・伝達した重要な事項
 - ・ 監査役等の財務報告プロセスに対する監視にとって重要と判断した事項
- 識別された不正又は不正の疑い
- 識別された違法行為又はその疑い
- 内部統制の重要な不備
- 未修正の虚偽表示、過年度の未修正の虚偽表示
- 関連当事者に関する重要な事項
- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況
- 経営者による監査範囲の制約、財務諸表に必要な開示がなされていない場合、除外事項付意見を表明する場合等
- 強調事項又はその他の事項
- 前任監査人が監査した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示
- その他の記載内容の虚偽記載

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

21

Q2-4 KAMと内部統制の重要な不備

内部統制の重要な不備がKAMとなるのか。内部統制報告制度における開示すべき重要な不備とKAMとの関係はどのようになるのか。

- 内部統制の重要な不備は、KAMを選定する際の母集団に含まれる。
- ただし、KAMは、内部統制の重要な不備を報告することを目的とするものではないため、内部統制の重要な不備の存在そのものがKAMとなるわけではない。
- 内部統制の重要な不備又は開示すべき重要な不備は、監査人が特に注意を払った事項に該当することがあり、関連する事項がKAMと判断されることがあり、KAMとして選定した理由や監査上の対応において、内部統制に関する記述が含まれることがある。
 - ・ 内部統制が脆弱な場合
 - ・ 期中において内部統制の大幅な変更が行われた場合
 - ・ 内部統制の有効性に関する暫定的な評価の変更の必要性が生じた場合（例えば、不正・誤謬の識別）
 - ・ 事業がITに大きく依存している場合

[内部統制の重要な不備] 財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として、監査役等の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せ

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

22

Q2-5 KAMと未修正の虚偽表示

未修正の虚偽表示はKAMになるのか。

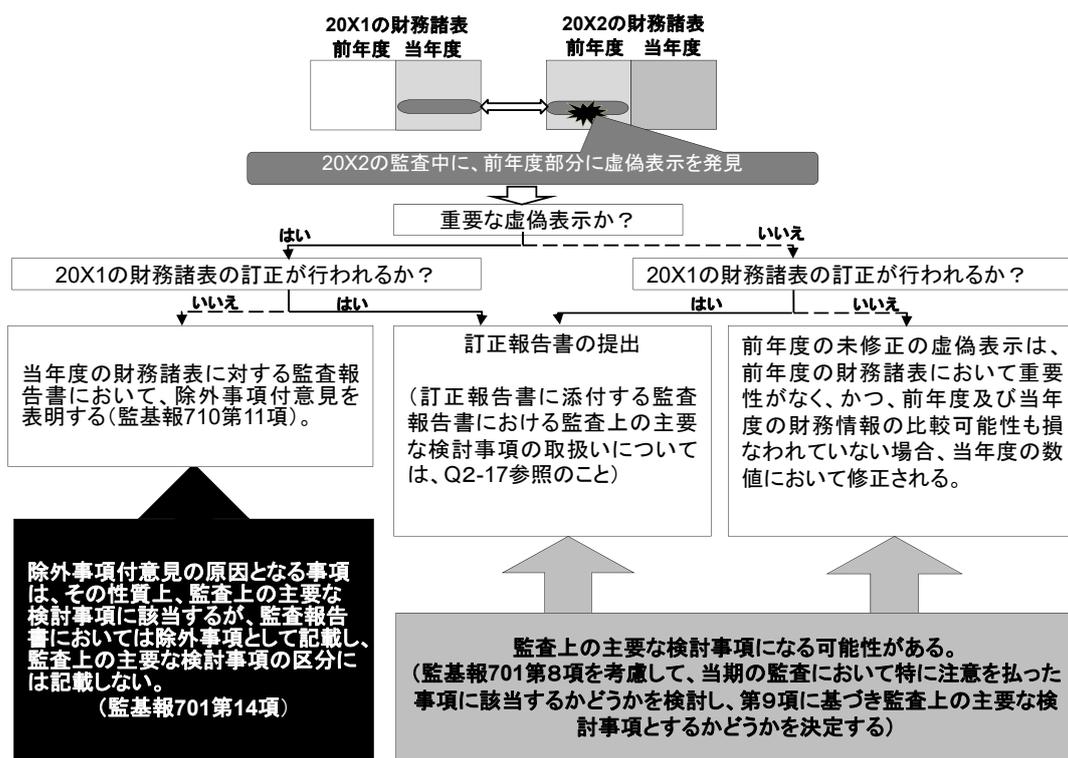
- 監査の過程で識別した未修正の虚偽表示及び過年度の未修正の虚偽表示は、KAMを検討する際の母集団に含まれる。
- ただし、未修正の虚偽表示は、KAMとなることもあるが、ならないこともある。虚偽表示が識別され、修正されたかどうかの事実に着目するのではなく、虚偽表示の内容や発生状況が当期の監査において特に注意を払った事項に該当するかどうかを検討し、他に識別している事項との相対的重要性に基づきKAMの決定を行う。
- 過年度の未修正虚偽表示(次スライドの図)

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

23

Q2-5 KAMと未修正の虚偽表示

[前年度の財務諸表の虚偽表示を当年度の監査において識別した場合における、当該虚偽表示とKAMの関係]



Copyright © by JICPA. All rights reserved.

24

Q2-6 KAMがない状況

KAMがないと監査人が判断することがあるのか。

- 上場企業の場合、KAMがないと判断することはまれであり、少なくとも一つは存在していることが想定されている。

⇒個々の会社の監査における相対的な重要性でKAMは決定されるため

- ただし、企業の実質的な事業活動が極めて限定的な状況においては、監査人が特に注意を払った事項がないため、KAMがないと判断することもある。

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

25

Q2-7 KAMの個数及び記載量

KAMは監査人の判断で決定するとあるが、個数及び記載量について、目安等はあるのか。

- 個数についての目安は設けられていない。
 - 会社の事業活動の複雑性、多様性及び変化の状況
 - 会計上又は監査上の検討の必要性
 - 事業環境の変化 等
- 記載量に関する制限はないが、**財務諸表利用者が理解できるように**、詳細さと簡潔さのバランスを保つことが重要
 - その会社の監査に固有の情報の記載
 - ✓ ある程度の詳細さを伴った具体的な記述が必要
 - ✓ 監査人が特に重要かどうかの検討時に考慮した事項の説明→背景の理解に役立つ
 - ✓ 実施した手続を網羅的に記載することは想定されていない。特徴的な面を記載
- 同規模・同業種であっても、KAMは同じとは限らない。
 - 個数や記載量から単純に監査の品質や財務報告の質を判断することは適切ではない。
 - 経営者及び監査役等に説明し理解を得ることが重要である。

影響

Q2-8 個別財務諸表のKAM

個別財務諸表の監査報告書において、連結財務諸表の監査報告書と同一内容であってもKAMの記載が求められるのはなぜか。また、個別財務諸表に特有のKAMには、具体的にどのようなものが該当するか。

- KAMの導入目的→監査の透明性及び監査報告書の情報価値の向上
- 金商法上、個別財務諸表と連結財務諸表に監査報告が求められている。
 - 両方で特に重要と判断する事項が異なる可能性あり。
 - KAMの記載内容が同じ場合は、個別の監査報告書における記述を繰り返す必要はなく、連結財務諸表の監査報告書のKAMと同じであるため記載を省略している旨を記載してもよい。
- 個別財務諸表に特有のKAMの例
 - 関係会社株式や関係会社貸付金を含む、連結財務諸表において消去される領域

監査上の主要な検討事項(KAM)の記載

独立監査人の監査報告書

監査意見

⋮

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

xxx (KAMの内容を表す見出し)

財務諸表に関連する注記事項がある場合は、当該情報に参照を付した上で、以下を記載

- ・ 監査上の主要な検討事項の内容
- ・ 当該事項をKAMであると判断した理由
- ・ 当該事項に対する監査上の対応

xxx (KAMの内容を表す見出し)

xxxxxx

固有
の
情報

- KAMの区分を設け、KAMの一般的な説明文を記載(第10項 & A31～A33)
- 除外事項付意見を表明しなければならない状況において、KAMを代替的に利用してはならない。(第11項)
- 個々のKAMの記載事項(第12項)
連結財務諸表の監査報告書に同一内容のKAMを記載している場合は、個別財務諸表の監査報告書において記載を省略することができる。

以下を組み合わせる記載(A46)

- ①KAMに最も適合又はリスクに焦点を当てた監査アプローチの側面
- ②手続の簡潔な概要
- ③手続の結果に関連する記述
- ④監査人の主要な見解

KAMの記述に当たっての留意点—固有の情報

【財務諸表の注記事項への参照】(監基報701第12項(1))(A40～A41)

- ・ KAMは財務諸表に注記されている内容を繰り返し記載することを意図するものではないが、利用者の利便性を考慮して財務諸表に注記がある場合は注記に参照を付す。(A40)
- ・ 注記の詳細さの程度によっては、監査人の対応をよりの確に記述するのに役立つことがある(A41)

【監査上の主要な検討事項に決定した理由】(監基報701第12項(3))(A42～A45)

- ・ KAMにより、監査及び監査人の判断についての利用者の理解が深まる場合、当該情報は利用者にとって目的適合性があることとなる。(A43)
- ・ 企業の特定の状況に直接関連付けて記載する。企業の監査に特有の情報を記載する。(A44)
- ・ KAMの選定理由の記述において、特に重要であるかどうかを決定する際に考慮した事項(例:監査証拠の入手可能性に影響を与えた経済の状況、見解の定まっていな事象の会計方針、戦略やビジネスモデルの変更等)に言及することがある。(A45)

【監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応】(監基報701第12項(4))(A46～A50)

- ・ 監査上の対応の記載にあたり、KAMとして記載した事項への対応が未完了であるという印象や、個別の意見を表明しているという印象を与えないように留意する。汎用的な表現を避け、具体的な状況に直接関連付ける。(A47)
- ・ 個々の企業における監査アプローチの特徴的な面を記載すると有益(A48)
- ・ 特定の監査手続を記述する場合は、概括的に記述する。(A50)

Q2-9 KAMにおける固有の情報の記載

KAMにおける、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とは、どのようなものか。

- 個々の企業の状況を踏まえ、何に重点をおいて監査を実施したのか、どのような領域で監査人の重要な判断が行われたのかについて、利用者の理解が深まるようにKAMを記述することが極めて重要
- KAMの対象となっている領域や金額を特定
 - ・ 財務諸表に表示されている勘定科目全体か、一部か。
- どの企業にも共通する一般的な要因だけでなく、対象となる企業の事業内容及び事業環境に紐づいた固有の要因を含めて記載することが適切
 - ・ 経営者が適用している見積りの手法は複雑かどうか。複雑な手法となっている要因は何か。
 - ・ 経営者が採用している重要な仮定はどの程度主観的か。なぜ、主観性が高いのか。例えば、過去の実績データが利用できない場合、新規のビジネスである場合、事業環境が大きく変わることが予想されている場合など、主観性を高める要因は何か。
 - ・ 重要な仮定を左右する要因は何か。例えば、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となっている将来の事業計画等に影響を与える要因として、市場の成長率、顧客の定着率等、どのようなものが大きな影響を与えているか。
 - ・ 見積りには、どのような分野の、どの程度の専門的な知識が必要か。

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

30

Q2-9 KAMにおける固有の情報の記載

【例】 のれんの評価に関するKAMの記述

	固有の情報を含まないKAMの例	固有の情報を含むKAMの例
内容及び理由	貸借対照表に計上されているのれんの残高XX百万円は重要であり、のれんの減損テストに必要な将来キャッシュ・フローの見積りは経営者の判断により重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	貸借対照表に計上されているのれん(残高XX百万円)には、〇〇〇に関連するのれん(XX百万円)が含まれており、総資産のXX%を占めている。当該のれんの減損テストに必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、収益予想に影響を及ぼす〇〇〇の市場成長率の見込、既存顧客に関する定着率の推移見込、……、及び割引率などの重要な仮定が用いられており、経営者の判断により重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。
監査上の対応	会社の将来キャッシュ・フローの見積り方法に関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。また、経営者が見積りに使用した重要な仮定及びデータが適切かどうかを批判的に検討した。	将来キャッシュ・フローの見積りに経営者が用いた重要な仮定について、以下の検討を実施した。 〇〇〇の市場成長率については、外部の複数の機関が公表しているデータと比較した。 既存顧客の定着率の推移見込については、過去の実績に基づく分析を行うとともに、今後の新規参入動向等を含む〇〇〇の将来動向について、〇〇〇が属するセクターの複数の専門家のレポートを参考に、監査人の予測との比較を行った。

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

31

KAMの記述に当たっての留意点- 会社の未公表情報

(監基報701第12項) (A34~A39)

- KAMの記述が適切かどうかは監査人の判断。過度に専門的な監査用語の使用を控え、利用者に理解できるように記載。監査人により提供される情報の内容及び範囲は経営者と監査人のそれぞれの責任(二重責任の原則)を踏まえて判断する。会社の未公表情報を不適切に記載することを回避し、簡潔で理解可能で、有用な情報を提供(A34)
- 未公表情報には、会社が財務諸表以外の手段(例えば、書面又は口頭で提供するIR情報)で公表しているものは入らない。(A35)
- **未公表情報に触れる必要があると判断した場合(A36) ← 改訂監査基準の前文と同じ**
 - ⇒ **まずは経営者に開示を促し、必要に応じて監査役等と協議する。**
 - ⇒ **企業に関する情報開示に責任を有する経営者は、監査人からの要請に積極的に対応することが期待されている。**
 - ⇒ **経営者の職務執行を監視する責任を有する監査役等は、経営者に追加の開示を促す役割が期待されている。**
- 経営者は財務諸表又はその他の記載内容において追加開示することがある(適正表示を達成するための追加情報のバスケット条項を想定)(A37)

Q2-14 会社に対する財務諸表における注記の拡充の要請

監査人がKAMを記載するために、会社に対して、財務諸表における注記の拡充を要請しなければならないのか。

- 監査人が、KAMに会社の未公表情報を含める必要があると判断した場合
 - 利用者が財務諸表を適切に理解するための情報が十分に提供されているかどうかという観点から、経営者に対して追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切
 - 経営者が財務諸表に追加情報の注記は必要ないと判断した場合、適正表示を達成していると監査人が判断したときは、KAMを記載することを理由として、経営者に注記の拡充を強要することはできない。

- ✓ 財務諸表 ⇒ 会社も監査人も、適用される財務報告の枠組みに照らして、財務諸表の適正表示が達成されているかどうかの検討は、これまで以上に必要になる。
- ✓ 財務諸表以外における開示 ⇒ 財務諸表を補完し、利用者による適切な投資判断を可能にする記述情報の拡充の動き⇒開示規則を踏まえた情報開示を促す。

追加情報の記載の要請(財務報告の枠組み)

参考資料

財務報告の枠組み— 適正表示の枠組み(監基報200第12項(13)、監基報700第6項(2)参照)

財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求され、かつ、財務諸表の適正表示を達成するため、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組み

- ① 財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があること(追加情報の開示)の明示的又は黙示的規定がある。
- ② 財務報告の枠組みからの離脱規程が明示的に認められている。

連結財務諸表規則第15条(追加情報の注記)

この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(単体⇒財務諸表等規則第8条の5)

会社計算規則第116条(その他の注記)

その他の注記は、第100条から前条までに掲げるもののほか、貸借対照表等、損益計算書等及び株主資本等変動計算書等により会社(連結注記表にあっては、企業集団)の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

IAS第1号「財務諸表の表示」

17 ほとんどすべての状況において、企業は、IFRSへの準拠により適正な表示を達成する。適正な表示には、企業が次のことを行うことも必要となる。

(中略)

(c) IFRSの特定の要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者が理解するのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すること。

19 IFRSの中のある要求事項に従うことが「フレームワーク」に示されている財務諸表の目的に反するほどに誤解を招くと経営者が判断する極めて稀なケースにおいて、関連する規制上の枠組みがそのような離脱を要求しているか又はそのような離脱を禁じていない場合には、企業は第20項に示す方法により当該IFRSの要求事項から離脱しなければならない。

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

34

参考資料

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正

金融審議会ディスクロージャーWG報告書(2018年6月公表)の提言を受けて公表された
有価証券報告書の開示内容の拡充に関する改正(2019/1/31公表)

○ 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- ・ 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載
- ・ 政策保有株式について、
 - ✓ 保有の合理性の検証方法等について開示
 - ✓ 個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大

2019(H31)年
3月31日以後に
終了する事業
年度に係る有
報から適用

○ 財務情報及び記述情報の充実

- ・ 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明
- ・ 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明
- ・ 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載

2020(H32)年
3月31日以後に
終了する事業
年度に係る有
報から適用
(2019(H31)年
3月31日以後に
終了する事業
年度に係る有
報から適用可)

○ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

- ・ 監査役会等の活動状況
- ・ 会計監査に関する情報
 - ✓ 監査法人による継続監査期間
 - ✓ ネットワークファームに対する監査報酬等の開示

出所:金融庁HP 企業内容等の開示に関する内閣府令の公表ページより

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

35

金融審議会ディスクロージャーWG報告書の提言を受けて、記述情報について、望ましい開示の考え方、開示の内容、開示に対する取り組み方をまとめたもの(2018/12/21ED公表、2019/3/19公表)

1. 企業の情報開示における記述情報の役割

- ・ 記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。
- ・ 記述情報の開示⇒投資家との建設的な対話⇒企業の経営の質の向上、持続的な企業価値の向上

2. 記述情報の開示に共通する事項

記述情報の開示に共通する事項	期待される取組
記述情報(経営方針・経営戦略等、MD&A、リスク情報、ガバナンス情報等)に、取締役会や経営会議の議論(資本コスト等の議論を含む)を適切に反映する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示書類作成の早期から経営者が積極的に関与し、開示に関する基本方針を示す。 ・ 一貫した開示資料の作成を可能とするため、役員が経営企画、財務、法務等の各部署を統括するなどして、関係部署の適切な連携を図る。
投資家の投資判断に重要な情報が過不足なく提供されるよう、重要性(マテリアリティ)という評価軸をもつ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性は、企業価値や業績等に与える影響を考慮して判断する。将来情報の重要性は、発生の蓋然性も考慮して判断。 ・ 情報の重要性を理解できるような工夫(記載の順番など) ・ 提出日現在の重要性の評価を反映
投資家が企業の事業選択の適切性を理解できるよう、事業セグメントを適切に区分し、深度ある情報を開示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針・経営戦略等の説明に適した区分(事業セグメントや地域セグメント)ごとの情報を開示することが有用(多角化によるシナジー効果、経営資源の配分状況、事業選択の適切性などを理解できるよう、各事業の経営方針等における位置付け、不採算事業への対応などを含めて説明することが期待される)
分かりやすく記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書における図表、グラフ、写真等を用いた説明、前年からの変化の明確な説明、記述情報間の相互参照など

出所:金融庁HP 記述情報の開示に関する原則「I.総論」を基に抜粋・要約

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

36

Q2-15 会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係

KAMを記載するに当たり、会社の未公表情報に言及した場合、監査人の守秘義務との関係はどのように考えるのか。企業の未公表情報の記述に当たり、監査人はどのような点に留意する必要があるか。

- 監査人が未公表情報をKAMに含める必要があると判断した場合には、
 - ・ 監査報告書で不適切に言及しないように、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行う
 - ・ 協議を経ても経営者が情報を開示しない場合、監査基準に基づき正当な注意を払っている限り、未公表情報をKAMに記述しても、監査人の守秘義務が解除される正当な理由に該当する。

[未公表情報]

企業によって公にされていない当該企業に関する全ての情報をいう。財務諸表又は監査報告書日において利用可能なその他の記載内容(監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」第4項(1)参照)に含まれている情報や、決算発表又は投資家向け説明資料等により、企業が口頭又は書面により提供している情報等は企業によって公にされている情報であるため、企業に関する未公表の情報には含まれない。

Q2-15 会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係

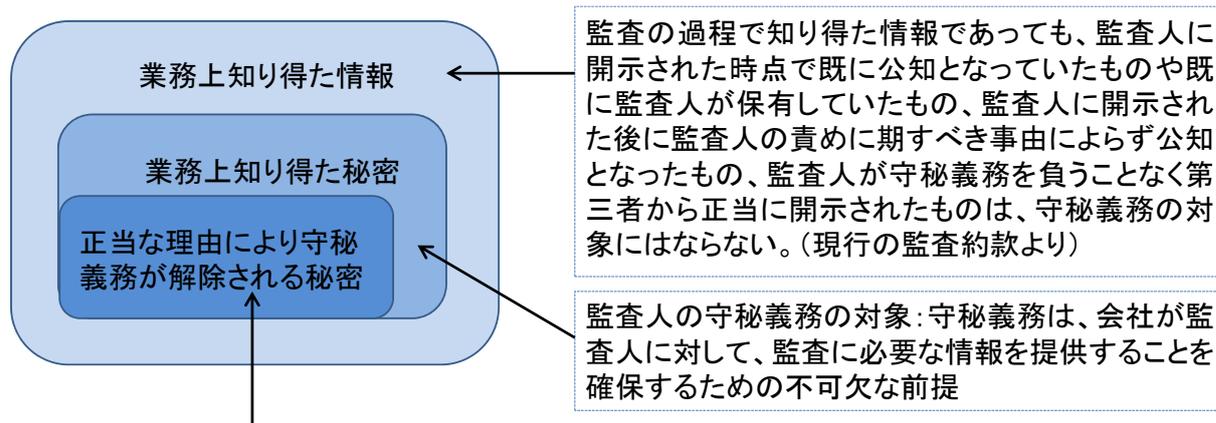
監査基準に準拠して正当な注意を払っているとみなされる、守秘義務が解除される正当な理由に該当する範囲に関する考察

■ 企業内容等の開示制度全体の目的に照らして判断

- 例えば、日本の開示制度において認められている、広く受け入れられている他の一般目的の財務報告の枠組み(IFRSや米国会計基準)で注記が求められている内容は、KAMの記述内容を検討する際に参考になると考えられる。
- 以下は開示制度の目的から、監査基準に準拠する上で必要な範囲には入らないと考えられる。
 - ・ 取引先と守秘義務を負っている情報(製造工程や製品に関する情報、特許申請に関連する情報、新製品開発に関する情報、取引価格の情報等)
 - ・ 係争事案等で、会社に不利益な影響を及ぼすほどに詳細な内容
 - ・ 取引先などの第三者の権利を不当に侵害する内容

Q2-15 会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係

[監査人の守秘義務の対象と正当な理由による解除]



守秘義務が解除される正当な理由(倫理規則第6条第8項を基に要約、組替)

- ・ 法令等によって要求されている場合(訴訟手続の過程で文書を作成又は証拠を提出するとき、法令等による質問・調査・検査に応じるとき、法令違反等事実を当局に申し出るとき等)
- ・ 職業上の義務又は権利がある場合(監査の基準に基づくとき、JICPAの会則に基づく品質管理レビューや質問・調査に応じるとき、訴訟手続において自己の職業上の利益を擁護するとき等)
- ・ 会社の了解が得られている場合

★ 守秘義務が解除される理由ごとに、解除される範囲は異なる。法令の規定、監査の基準、JICPAの会則等、それぞれの趣旨に照らして守秘義務が解除される秘密の範囲は判断される。

KAMを監査報告書において報告しない場合

- 以下のいずれかに該当する場合を除き、KAMとして決定した事項を監査報告書上報告しなければならない。(第13項)

Q&A 2-16



- 法令等で開示が禁止されている
- 開示による不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれる場合

「開示による不利益>公共の利益」となるケースは極めて限定的

- 開示による不利益について、経営者及び監査役等とのコミュニケーションを通じて、経営者の見解を理解し、検討 (A54)
 - ・ 公表していない理由、開示による不利益に関する経営者の見解
 - ・ 規制当局等とのコミュニケーションの有無、公表しないことを裏付けているかの検討
 - ・ 開示することへの懸念が特定の側面に限定されている場合は、記載の仕方を工夫
 - ・ 経営者の見解に関して経営者確認書において確認する

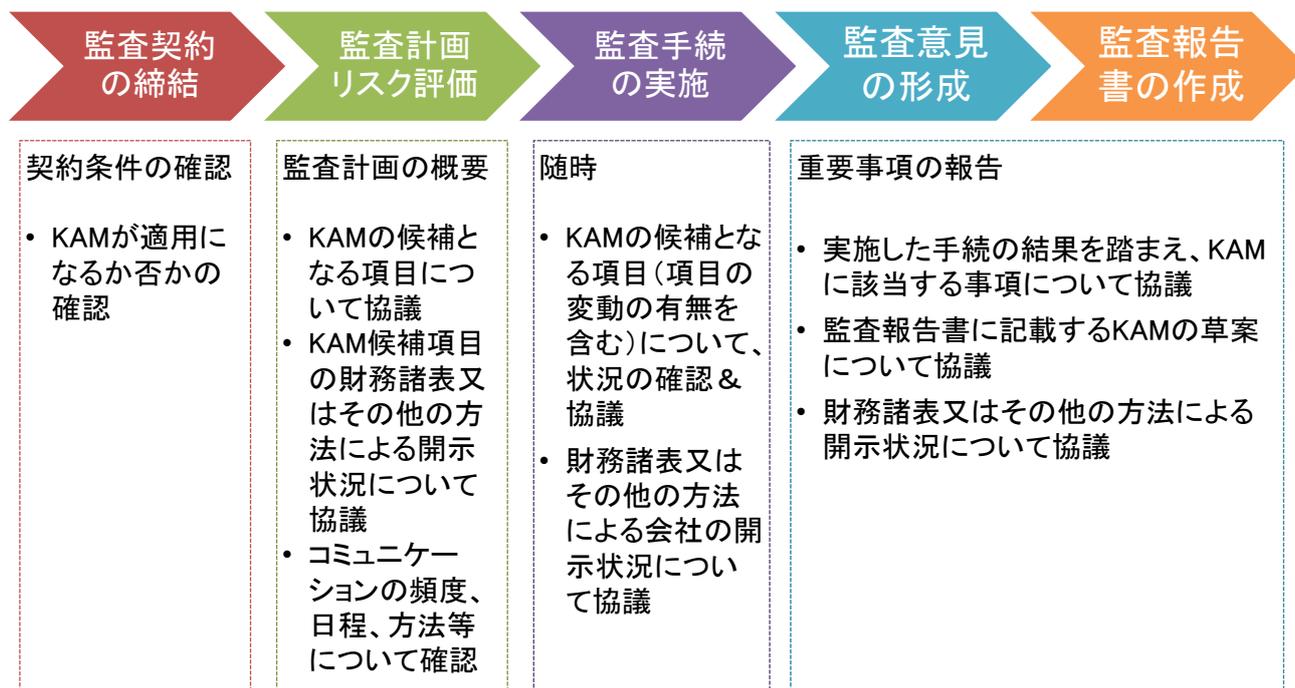
Q2-16 KAMを監査報告書において報告しない場合

監査人がKAMとして決定した事項を監査報告書において報告しない場合とは、どのような場合が想定されているのか。

- 以下のいずれかに該当する場合を除き、KAMを記載しなければならない。
 - 法令等で開示が禁止されている
 - 例: EU マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与に金融システムを利用することを防止する指令
 - 日本 特定秘密の保護に関する法律
法令ではないが、公的機関による調査・捜査当局からの情報秘匿の要請、金融機関の検査情報など
 - 開示による不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれる場合
 - ✓ 社会に及ぼす不利益: 法令等で開示が禁止されている状況と同様に、国家機密、社会全体の安全と秩序の維持など、守るべき他の公共の利益との比較において検討
 - ✓ 会社に及ぼす不利益: 開示制度の目的に照らして、KAMの記載による監査の透明性の向上という公共の利益と、未公表情報をKAMに記載することにより生じる不利益を比較。株価や資金調達への影響は、本来、利害関係者に伝達することが開示制度上想定されていると考えられることから、KAMの記載による公共の利益と比較する不利益には含まれない。
- 実務的には、KAMを記載しないという決定には至らず、KAMの記述の仕方を工夫することで問題の解決が図られるものと考えられる。

Q2-18 監査スケジュールや監査役等とのコミュニケーションにおける留意点

[監査役等とのコミュニケーション]



Copyright © by JICPA. All rights reserved.

42

Q2-19 株主総会における対応

株主総会でKAMに関する質問が出ることが想定されるが、事前にどのような対応及び準備が必要か。また、監査人が株主総会で陳述する場合の留意点は何か。

- **株主からの想定される質問と適切な回答者に関する協議**

想定される質問の内容について事前に会社との間で、監査人が回答すべき事項と会社側が回答すべき事項の区分について十分に協議しておくことが適切
- **会社法に基づく手続**
 - 会社から株主総会で監査人の陳述を求められる場合には、会社法第398条第2項の規定を踏まえた手続(会計監査人の意見陳述の総会決議)を踏む必要がある。
 - 株主総会の決議は、あらかじめ招集通知に議題として記載されているほか、取締役会設置会社では、株主総会における株主の動議に基づいて行うことができる(第309条第5項ただし書)。

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

43

Q2-19 株主総会における対応

■ 監査人の守秘義務との関係

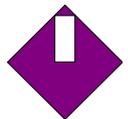
- 会社法の規定に基づき、株主総会において監査人が意見を述べる場合には、監査人が業務上知り得た秘密に関するときであっても、監査人の守秘義務解除の正当な理由に該当する。
- KAMに関して、監査報告書の記載を超えて、会社のセンシティブ情報に触れる詳細な陳述が必要になることが想定される場合には、監査人の説明責任を果たす上で必要な範囲で説明することは、守秘義務解除の正当な理由になることについて、会社の理解を得ておくことが重要
- 監査人が株主総会で説明を行う場合、会社は監査人に陳述内容の制約を課すことはできない。この点に関する双方の理解を確認するため、株主総会で、KAMを含め、実施した監査の内容について説明する上で監査人が必要と判断した事項を陳述することは、守秘義務には抵触しない旨を確認する文書を念のために入手することも考えられる。

■ フェア・ディスクロージャー・ルールとの関係

- 株主総会において「重要情報」が伝達された場合は、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象になり得るとの見解が金融庁より示されている。
- KAMに関連する質疑応答が「重要情報」に該当すると会社が判断した場合は、法令に従い、速やかに有価証券報告書を提出するなどの方法により、重要情報の公表が求められる。

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

44



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

Ⅲ KAM以外の監査報告書の改訂点

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

利用者にとって関心の高い情報から記載

Q&A 1-1

独立監査人の監査報告書

【財務諸表監査】

監査意見
監査意見の根拠

継続企業の前提に関する重要な不確実性
(該当する場合)

監査上の主要な検討事項

追記情報(強調事項又はその他の事項)
(該当事項がある場合)

財務諸表に対する経営者及び監査役等の責任

財務諸表監査における監査人の責任

- 監査意見を監査報告書の冒頭に記載(第21項)
- 監査意見の根拠区分の新設(第26項)
 - 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨
 - **我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨**
 - 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した旨
- 継続企業の前提に関する重要な不確実性区分の新設(第27項)
- KAM区分の新設(第28項、第29項)

被監査会社に固有の情報
標準化された文言

財務諸表に対する経営者及び監査役等の責任

(監基報700 第30項～第32項)

- 経営者の責任に、継続企業の前提に関する評価責任を追加
- 監査役等の責任を記載

Q&A 1-2

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。**財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、[適用される財務報告の枠組み]に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務執行を監視することにある。



- 財務報告において監査役等が重要な役割を担っていることを示す。
- 法令を超える責任を意図するものではない。

監査人の責任の記載内容の拡充

監査人の責任区分に記載が追加された項目(監基報700 第34項～第37項)

- 重要性の概念の説明 (第35項(2))
- 監査の過程を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること(第36項(2))
- 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別・評価し、対応した監査手続を立案・実施すること(第36項(2)①)
- 継続企業の前提の評価(第36項(2)④)
- 財務諸表の表示及び注記事項の検討(第36項(2)⑤)
- グループ監査が適用となる場合の監査人の責任(第36項(3))
 - － グループ財務諸表に対する意見を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手すること
 - － グループ財務諸表の監査の指示、監督及び実施をすること
 - － グループ監査責任者として単独で意見表明を行うこと
- 監査役等に対して、監査計画や監査上の重要な発見事項等の報告を行うこと(第37項(1))
- 上場企業の監査の場合、監査役等に独立性に関する報告を行うこと(第37項(2))
- KAMの記載が法令により求められる場合又は任意で記載する場合、KAMを報告する責任(第37項(3))



IV KAMの有意義な適用に向けて

KAMの導入に向けての準備(1)

- KAMの趣旨の理解(グループ内)
 - ・ 企業開示制度における様々な改正とのリンケージ
- KAMの候補となる可能性のある事項についての協議の開始(監査人、経営者(CEO,CFO)、経理、IR担当、内部監査等)
- KAMの候補となる可能性のある事項に関連する開示状況の確認、追加開示の検討
- 会社(グループ)の決算体制の見直しの必要性の検討
 - ・ リスク情報の収集方法
 - ・ 決算スケジュール(有報作成スケジュール、計算書類の作成スケジュール)
 - ・ 決算プロセスの陣容
- 監査スケジュールの見直しの検討
 - ・ 監査計画の段階から、想定される監査上の主要な検討事項を念頭に置いたコミュニケーションを実施
 - ・ 監査報告書の作成に要する時間

KAMに関するよくある質問

KAMは会社に関するアラート情報? **NO**

会社が公表していない情報をKAMに記載することがあるのか? **YES**

他社のKAMとバラツキがあつてよいのか? **YES**

KAMはビジネスリスクの開示? **NO**

KAMは、会社が了承したものを記載するのみか? **NO**

KAMに記載される内容について、監査人から、財務諸表に注記が強制されるのか? **NO**

KAMの個数が多いのは、会社の問題があるということ? **NO**

KAMには、監査人による見積額などの情報が記載されるのか? **NO**

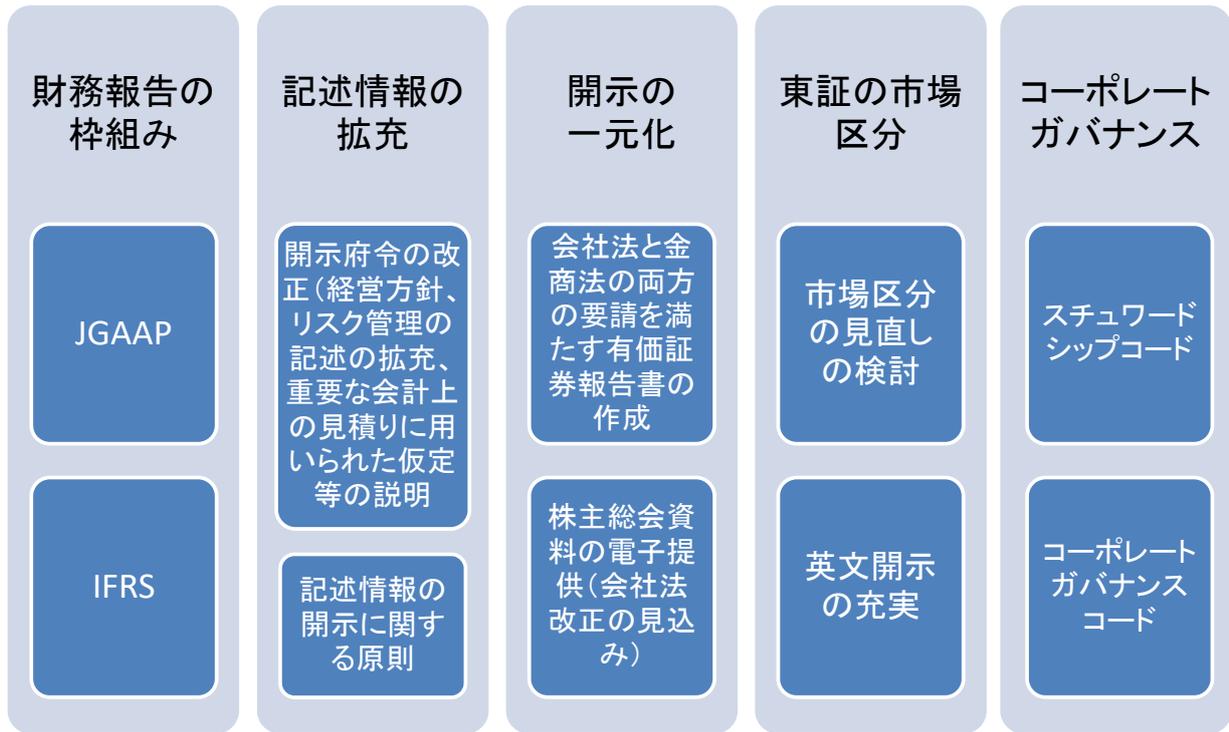
結局は、毎年同じKAMが並ぶのでは? **状況による**

監査人は、KAMの項目や内容を、経営者や監査役等と一緒に決めるのか? **NO**

KAMは会社法監査に適用されるのか? **NO. But 任意適用可**

KAMは何個くらい? **状況による**

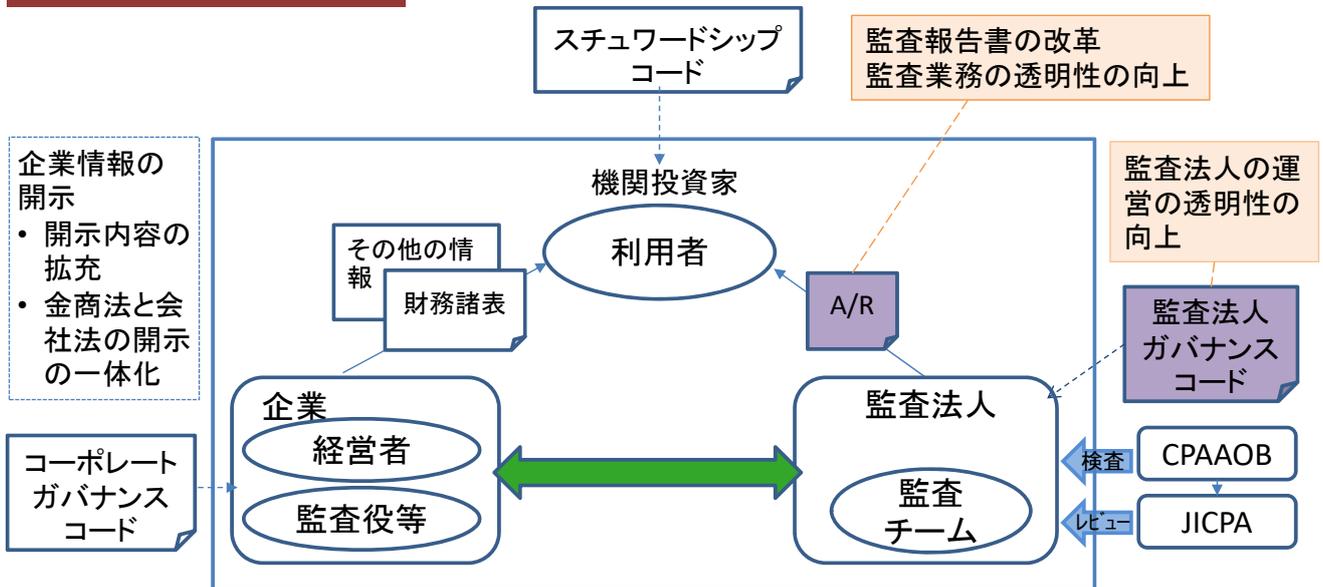
上場企業の開示制度をめぐる最近の動き



Copyright © by JICPA. All rights reserved.

資本市場における 適正な財務報告を担保するための取組み

透明性の向上
対話の促進→好循環



CPAAOB: 公認会計士・監査審査会(金融庁)
JICPA: 日本公認会計士協会(自主規制団体)

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

KAMの導入に向けての準備(2)

- 株主総会での質問対応
- 有価証券報告書の提出時期(総会前? 総会后?)
- 有価証券報告書の英文対応
- 会社法監査へのKAMの任意適用
- 監査役監査報告書への影響

事業報告等と有価証券報告書の 一体的開示のための取組の支援について

参考資料

2018(平成30)年12月28日 内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省

記載例1

○有価証券報告書の項目と項目順ベースで事業報告等の記載内容を含む有価証券報告書(以下「一体書類」)を作成する。

(株主総会提出の事業報告等としても、有価証券報告書としても、使用可能)

○会社法上の株主総会招集通知発送期限までに開示する。

○なお、会社法上の株主総会招集通知発送期限までに、一体書類のうち、有価証券報告書の一部事項の作業が完了できない場合は、株主総会前に当該一部事項を含まない書類を事業報告等として開示する。その後、有価証券報告書の全項目の記載内容を満たした上で、一体書類を有価証券報告書として開示する

記載例2

○事業報告等を、これまでの構成を大きく変えずに作成して、株主総会招集通知発送期限までに開示する。

○(株主総会后)有価証券報告書の全項目の記載内容を追加して一体書類を作成し、有価証券報告書として開示する。その際、事業報告等と有価証券報告書の作成プロセスや記載内容をできる限り共通化する。

会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案

法制審議会-会社法制(企業統治等関係)部会

- 2017年4月の第1回会議、2019年1月に第19回会議
- 2019年1月16日に要綱案を公表
- 要綱案の概要

第1部 株主総会に関する規律の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主総会資料の電子提供制度 ● 株主提案権
第2部 取締役等に関する規律の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役等への適切なインセンティブの付与 ● 社外取締役の活用等
第3部 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 社債の管理 ● 株式交付 他

- 定款で定めることにより、個別に株主の承諾を得ることなく、株主総会参考書類等の電子提供が可能となる。(振替株式を発行する会社(上場会社)は電子提供措置をとる旨を定款で定める義務あり。)
- 株式について有価証券報告書の提出義務がある株式会社が、電子提供措置開始日(総会の3週間前の日又は総会日時などを記載した招集通知発送日のいずれか早い日)までに会社法上必要とする事項を記載した有価証券報告書をEDINETを使用して電子提供を行う場合には、自社のWEBにおける当該資料の開示は不要。

有価証券報告書の英訳

金融審議会ディスクロージャーWG報告書(2018年6月)のその他の提言

- ITを活用した情報提供、EDINET等
 - 利便性の向上の観点から、EDINETのタブレット端末等での閲覧に対応すべき。
 - 金商法の開示書類の縦覧期間の延長の検討
- 英文による情報提供
 - EDINETにおいて、財務諸表本表や提出書類の見出しなど、システム上で一定程度英訳を進める。
 - 金融庁のウェブサイトの有価証券報告書の英訳を実施している企業の一覧を公表することや、海外投資家の要望の強い政策保有株式について自社のウェブサイトにおいて英訳して公表することを促す。
 - 任意に英訳された有価証券報告書をEDINETの英語サイトに掲載可能とする。

金融庁(2019年3月8日)

英訳した有価証券報告書を自社ウェブサイト上に掲載している企業の名称および当該ウェブサイトへのリンクの一覧表(2019年7月5日現在、20社)を、EDINET(英語サイト)に掲載

KAMの適用を成功させるためには

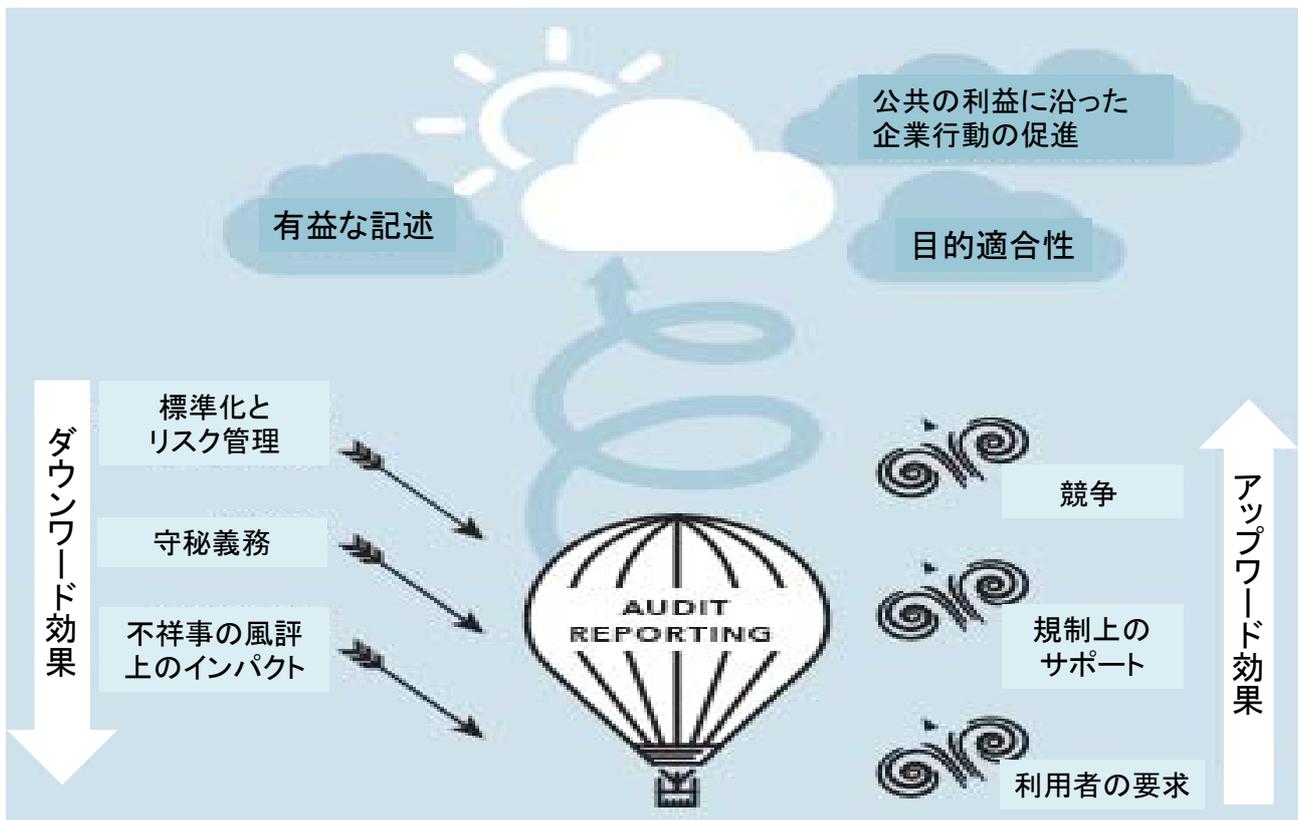
■ ステークホルダー間のコミュニケーションが非常に重要

- － 経営者と監査人の間
 - － 監査人と監査役等の間
 - － 監査役等と経営者の間
 - － 会社と利用者・投資家の間
- ⇒ 結果的に、資本市場に提供される情報の品質向上の機会が生まれ、持続的な企業価値の向上に向けた好循環が期待されている。

■ 新しい監査報告書の実務を「育てる」意識

- － 被監査会社の監査に固有の記載がなされることを理解
- － 変革のための段階的なレベルアップのプロセスが必要
- － 監査報告書の記述が定型的でなく多様であることを、批判の手段ではなく対話の機会と捉えることが必要

The Extended Audit Report: Fragile Achievements





1. 我が国における現在の動向
 - ◆ 金融庁/企業会計審議会監査部会の公表資料の紹介(KAMの試行結果の報告を含む)
 - ◆ JICPAで実施した関連する研修・シンポジウムの資料、動画
 - ◆ 会計・監査ジャーナルに掲載した関連記事
2. 諸外国における動向
 - ◆ IAASB(監査報告に関する説明資料(日英)、ISA701(KAM)の仮訳等)
 - ◆ US(会計・監査ジャーナルに掲載した関連記事等)
 - ◆ UK(会計・監査ジャーナルに掲載した関連記事等)
 - ◆ **諸外国企業のAnnual Report(KAMの領域別)(IFAC WEBへのリンク)**
 - ◆ その他(マレーシア、NZ、香港、シンガポール等のKAMの分析に関する報告書へのリンク)

Copyright © by JICPA. All rights reserved.

60



ご清聴ありがとうございました。